

平成15年度事業評価実施結果報告書〈事後評価〉

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成16年6月
事業等の内容	<p>事業等の名称 法務に関する研究</p> <p>近年、我が国においては、刑法犯認知件数が戦後最高水準にあり、検挙人員は戦後最高を記録するなど犯罪の増加傾向が著しい状況にある。この原因がどこにあるか、また、その対策として、どのような措置が講ぜられなければならないかを研究することは、極めて困難であり、短月日にその結論を得ることはできないが、犯罪の防止と処理に関係する機関の責務として、法務総合研究所が、実証諸科学を活用して、刑事政策に関する総合的な調査研究を行い、有効な施策を確立するための基礎的資料を提供する。</p>		
事前評価の概要	<p>法務総合研究所における平成15年度の研究計画について評価したところ、近時大きな問題となっている、少年犯罪・犯罪者処遇・保護観察政策などについて、数多くの研究テーマが掲げられており、特に少年犯罪については、少年法改正に見直し時期と相まって、時宜を得た研究になると評価できる。</p> <p>また、継続研究とされている「DV加害者に関する研究」、「企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究」などは、今後の刑事政策を検討するに当たって極めて有効な研究になるものと期待できる。</p> <p>さらには、犯罪者処遇や保護観察政策などの研究は、学者等の研究では行い得ない分野の研究であり、まさに実務を所管する法務省ならではの効率的かつ有効な研究が行い得るものと言える。</p> <p>平成15年度の研究計画</p> <p>犯罪白書 研究</p> <p>ア 実態調査を踏まえた犯罪被害に関する研究（継続）</p> <p>イ 少年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する研究</p> <p>ウ 変貌する凶悪事犯から見た犯罪の検証</p> <p>エ 少年犯罪に関する研究</p> <p style="padding-left: 20px;">最近の強盗事犯少年に関する研究</p> <p style="padding-left: 20px;">犯罪少年の実態に関する研究</p> <p>オ 矯正施設における効果的処遇に関する総合的研究</p> <p>カ 保護司の活動及び意識に関する調査研究</p> <p>キ 保護観察対象者の分類の基準に関する研究</p> <p>ク 薬物乱用の効果的な予防と薬物乱用者の処遇に関する研究</p> <p>ケ DV加害者に関する研究（継続）</p> <p>コ 企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究（継続）</p> <p>サ 交通事犯の動向に関する研究（継続）</p> <p>シ 海外の保護観察制度（継続）</p> <p style="padding-left: 20px;">- 英国における社会内処遇の改革と地域性の再建</p>		
評価手法等	<p>外部評価機関である「研究評価検討委員会」（学者委員8名、法務省の他部局員5名 計13名により構成）における評価結果を評価手法とする。</p> <p>（評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載予定）</p>		

事後評価の内容

目的等の実現状況及び評価

【競争的資金による課題（注1）】 該当なし

【重点的資金による課題（注2）】

犯罪被害者に関する総合的研究（研究2年計画 初年次）

《事前評価の概要：ア》

1 『目 標』 法務省で従来行ってきた処遇は、専ら犯罪者に焦点を当てたものであったが、犯罪が多様化かつ複雑化している近年においては、犯罪が加害者と被害者及び地域社会等を構成要素として発生していることにかんがみ、それらを視野に入れた処遇策、とりわけ加害者に被害者の痛みを考えさせて、より深い反省の念を抱かせるなどの方法によって、一層効果的な教育を実施する必要に迫られている。



2 『研究方法』 そこで、国際的な観点から犯罪被害について調査研究を行うとともに効果的な処遇プログラムを構築するため、犯罪被害の実態について調査会社に委託してアンケート調査を行いその被害者に対し研究官が聞き取り調査を行った。



3 『研究結果』 無作為抽出した全国の3,000人を対象とした面接調査を実施中。継続研究中。



4 『評 価』 継続研究であり、今後の研究の成果が期待される。

少年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する総合的研究（研究2年計画 初年次）《事前評価の概要：イ，エ》

1 『目 標』 近年、少年による凶悪事犯が多発したことから、少年法による刑事手続き及び処遇の在り方に対する社会的関心が高まり、平成12年12月6日に「少年法等の一部を改正する法律」が公布され、同13年4月1日から施行されているところであるが、同法附則第3条において、施行後5年を経過した後に改正後の施行状況に検討を加え、法制の整備等の措置を講ずる旨規程されている。

また、少年法改正後における運用状況の把握、少年犯罪の

現状及び処遇上の問題点等について、十分な検証を加え、速やかに所要の措置を講ずるとともにより効果的な少年刑事司法制度を構築していくことが必要である。



- 2 『研究方法』 そこで、現在の少年刑事司法制度に対する検証を加えるため、関係機関の資料及び現場の実務担当者等に対する聞き取りに基づく調査を行うなどして、問題点や解決策等を探求して、政策面での提言を行うための総合的研究を実施した。



- 3 『研究結果』 最近の強盗事犯少年に関する研究として報告書をまとめ法務省の関係職員に対する職務上の資料とした。



- 4 『評価』 目標に沿った一定の成果物を期限内に出し、所期の成果が上げられている。

新類型犯罪者の処遇に関する総合的研究（研究2年計画 最終年次）
《事前評価の概要：ケ》

- 1 『目標』 近年の社会情勢や家庭環境の変化などを背景に従来型の犯罪類型に加え、ストーカー行為、児童虐待行為あるいは家庭内暴力行為といった新たな犯罪の類型が顕在化ようになってきており、これらのいわゆる新類型犯罪を犯した者に適合した処遇の必要性が強く求められている。



- 2 『研究方法』 こうした事象への対応策として、これら新類型犯罪を犯した犯罪者に対する処遇に関する実態調査や研究会の実施などを通じて、犯罪行動学及び犯罪心理学の観点をも取り入れた形での総合的研究を実施した。



- 3 『研究結果』 児童虐待に関する研究として報告書をまとめ、法務省の関係職員に対する職務上の資料とした。
ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究として報告書をまとめ、法務省の関係職員に対する職務上の資料とした。



4 『評価』 目標に沿った一定の成果物を期限内に出し、所期の成果が上げられている。

【基盤的資金による課題（注3）】

平成15年版犯罪白書 **《事前評価の概要：犯罪白書，ウ》**

一審で死刑又は無期懲役を求刑した事件について背景分析を行い、特集として「変貌する凶悪犯罪とその対策」を作成した。

平成14年版犯罪白書の英訳版を作成（英文白書） **《事前評価の概要：犯罪白書》**

矯正施設における効果的処遇に関する研究 **《事前評価の概要：オ》**

成人の収容者についての動向、推移を調査するほか、処遇困難者の状況の調査を行った。

調査結果の一部を平成16年版犯罪白書に採り上げる予定。

保護司の活動及び意識に関する調査研究 **《事前評価の概要：カ》**

全国の保護司との面接やアンケートの実施などにより、保護司にとって困難な事柄等について調査を行った。

調査結果の一部を平成16年版犯罪白書に採り上げる予定。

保護観察対象者の分類の基準に関する研究 **《事前評価の概要：キ》**

現行の保護観察における分類基準についての基礎的研究を行った。

調査結果につき、実務上の基礎資料として取りまとめる予定。

薬物乱用の効果的な予防と薬物乱用者の処遇に関する研究 **《事前評価の概要：ク》**

アジア諸国の薬物事犯の処遇に関する調査を行った。

調査結果につき、実務上の基礎資料として取りまとめる予定。

企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの研究 **《事前評価の概要：コ》**

調査結果につき、平成16年度に調査研究を開始する予定である「法人処罰制度に関する研究」に集約する予定。

交通事犯の動向に関する研究 **《事前評価の概要：サ》**

近年の交通死亡事故の減少の要因などを探るなどの調査を行った。

平成16年版犯罪白書に採り上げる予定。

海外の保護観察制度 **《事前評価の概要：シ》**

イギリス等の保護観察制度の改編に関する調査を行った。

調査結果につき、実務上の基礎資料として取りまとめる予定。



	<p>『評 価』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体評価において、いずれの研究も所期の成果を上げたものであり、研究として十分評価に値するものであるとの評価を得た。 ・ 英文白書は、海外の研究者に絶賛されているとの極めて高い評価を得た。 <p>(注1) 競争的資金による課題 公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択され、実施される課題。</p> <p>(注2) 重点的資金による課題 国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される課題。</p> <p>(注3) 基盤的資金による課題 研究開発機関に経常的に配分された資金により実施される課題。</p>
備 考	